

令和6年度市原市建設連合協同組合と市原市の意見交換会（建築）

令和6年11月28日（木）14：00～市原建設センター
会議室

会議出席者	
所 属	職
総務部	技 監
土木部 建築施設課	課 長
土木部 建築施設課	課長補佐
土木部 建築施設課	係 長
土木部 建築施設課	係 長
土木部 建築施設課	係 長
総務部 契約検査管財課	係 長
総務部 契約検査管財課	副主査
総務部 契約検査管財課	主 任

【議題】

（1）現在、期初に当該期の発注予定案件の出件予告情報をいただいておりますが、昨今の人手不足もあり充当する技術者確保のため、更に6か月～3か月先行して発注予定の発表をいただけないでしょうか？（発注の半年前に情報が欲しい）

回 答 欄（契約検査管財課）

新年度に発注する工事については、3月議会において確定する新年度予算を以って、発注工事が決定し、第4四半期まで公表しています。第1四半期及び第2四半期については、3月以前に公表することはできないことから、慎重に対応する必要があります。

（2）施設の改修工事などで工事着工後に施設運営者・使用者の要望（引き渡しのタイミング・部分使用の要求など）を相談されることがある。入札前に想定した組み立てと異なる事で人や工程・コストに影響が出ることが多い。発注前に市からそれら要望を施設側にヒアリングし、発注時にそれらの条件を提示してほしい。

回答欄(建築施設課)

引き渡しのタイミング、部分使用につきましては、入札前に施設運営者と協議し、施工条件の明示において記載させて頂いております。しかし、工事中に想定外の出来事などにより施設側から部分使用の要望がある場合もあります。その際は、施工条件の変更になるため、受注者と工程やコストなど協議をさせて頂いております。

- (3) 改修工事や小規模工事などでは、小数量の工事項目がある。それらの施工単価は、通常の単価では施工できない。そのような工事内容では施工単価の見直しや実費精算としていただけないでしょうか？
(例えば、少量の生コン打ちでポンプ車を使うと、1 m³でも常用扱いで数万円の請求が発生する。労務費は短時間の工事でも人数分の請求が発生する。)

回答欄(建築施設課)

工事量が少量、僅少の積算につきましては、単価割増などで対応しているところであります。【R2(2020)年に同様な内容を回答済】

- (4) 改修工事で場所が複数である場合や小規模の物件では、共通仮設費や現場管理費が見合っておりません。複数現場一括の場合では『補正率』などを検討した見直しをしていただきたい。また、大・小2現場抱き合わせ案件では、小さいほうの条件比率を適用いただきたい。

回答欄(建築施設課)

公共建築工事共通費積算基準に基づき積算しており、敷地ごとに共通仮設費や現場管理費を積算しております。【R5(2023)年に同様な内容を回答済】

- (5) 施工体制台帳で下記事項は非常に手間が掛りますが省略できないでしょうか？
- ・ 2次・3次の下請の契約金額を省略し、1次下請分のみとする
 - ・ 見積書の提示は、表紙だけとする（内訳書提出の削減）
 - ・ 社会保険等の加入書類などは、簡素化もしくは省略削減する

回答欄(契約検査管財課)

施工体制台帳に記載すべき内容は、建設業法に規定されており、また、その写しを提出することが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律等に規定されているものですので省略することは出来ません。

なお、社会保険等の加入書類については提出を求めているものではなく、元請業者が各下請業者に十分に確認をした上で、作業員名簿にその内容を記載していただくものとなります。

今後、法律改正等により電子媒体等での提出（確認）が可能となる予定です。

(6) 特に改修工事では、設計図書と現場の相違が多すぎます。また施工上重要な図面が欠落し描かれていないことも多く、納まり図の作図や質疑応答・工事費の増減打合せも多くなり、工程遅延につながるなど時間と労力に無駄を感じます。設計段階から市担当者の監理で、設計事務所に落ち度のない図面を作成するようご指導いただきたい。

回答欄(建築施設課)

市担当者は、設計委託の受託者とともに入念に現場を確認し、定期的に設計図面や数量積算書などのチェックを行い、現場に整合した図面となるよう努めております。今後とも引き続き、図面の整合性について、徹底していきます。

(7) 近年ゲリラ豪雨・線状降水帯の発生なども多く、一例では台風時の外部足場のメッシュシートの都度着脱など手間と費用がままなりません。これらの手間に関して、追加工事（金）の認定や施工点数における加点などを検討いただきたい。

回答欄(建築施設課)

公共建築工事共通費積算基準に基づき積算しており、外部足場の点検、補強、シート類の巻き上げなどの台風等災害に備えた災害防止対策に要する費用は、共通仮設費率に含まれております。

なお、通常時の対応を遥かに超えるような場合には、受発注者間協議によるものと考えております。

(8) 今後の施工に役立てたいと思いますので、施工評価点に関する減点・加点の評価理由を明確にしていきたい。

回答欄（契約検査管財課）

工事成績評定等実施要領における工事成績採点の考査項目別運用表を用いて評点を行っております。当該要領は公表しており、監督員4割、主任監督員2割、検査員4割の評点割合をもって、評点が確定いたします。

監督員から受注者に工事完成認定書をお渡しの際、聞かれればある程度の内容をお伝えすることは可能と考えております。

また、臨場検査時に検査員から、より工事の質を高めるための指導等があると考えますので、その指導を元に、次回の工事に活かしていただければと思っております。

(9) JV対象工事に関して市原市特定建設工事共同企業体取扱要綱において、共同企業体に発注することができる工事が土木と建築で5億以上、設備で2億以上とあるが、それぞれの金額を引上げることが検討して頂きたい。人手不足という問題を抱えている中、現状のままでは金額が中途半端で構成各社の人的・経費的効率が悪くなり共同企業体が組成できなくなる懸念がある。金額を引き上げても各社は十分に対応できる会社に成長していると思うが如何でしょうか？

回答欄（契約検査管財課）

JV対象工事を適用するか否かについては、設計金額の基準以外に、高度の技術を必要とするか否か判定しています。よって、設計金額が基準以上の金額だけを以って発注しませんが、現在の金額ではJVの組成が難しいというご意見は伺いましたので、今後の参考とします。

(10) JV構成企業の出資割合について、2社JVの場合30%以上、3社JVの場合20%以上とあるが、各共同事業体において柔軟に定められるように見直して頂きたい。

回答欄（契約検査管財課）

現在の取扱いについて説明します。

出資割合については、中央建設業審議における建議による「共同企業体の在り方について」及び「共同企業体運用準則」を参考にしています。

それには、共同企業体の構成員は2ないし3社とし、出資比率の最小限度基準を2社の場合に30パーセント以上、3社の場合に20パーセント以上とされています。

これらに倣い、取り扱っています。

(11) 工事において週休2日制の取り組みができなかった場合の発注者側の減額に対する対応ですが、建築（営繕）とその他（土木など）で相違があるようです。営繕工事の場合は1日でも達成できないと補正が0となり、大きな減額となるようです。未達成の日数等で減額金額を段階的に決めるようできないでしょうか？

回答欄（契約検査管財課）

本市では、市原市営繕工事週休2日制促進工事实施要領を策定し令和6年1月1日から施行し、請負契約の時点にかかわらず、令和6年4月1日以降において契約履行中の市が発注する営繕工事に適用しているところです。土木も同様となりますが若干営繕と土木で違いがあり営繕は通期の4週8休以上という条件しかないのに対して、土木では原則4週8休以上、4週7休、4週6休という段階的な補正が10月31日まではありましたが11月1日以降は、4週8休以上となっておりかつ月単位が原則となっております。この制度は建設業の時間外労働規制を見据えた全国的な取組であり、若干の相違はあるものの概ね同様な取組を行っております。未達成の日数等で減額金額を段階的に決めるような取り組みはありませんのでご理解ください。

(12) 発注者の要望により『快適トイレ』を設置する場合、土木工事では設計変更（追加）の対象となるようです。建築でも同様に変更の対象としていただけないでしょうか？

回答欄（建築施設課）

現在の本市営繕工事の積算基準（公共建築工事共通費積算基準）では、通常の仮設トイレの仕様を想定したものであるため、発注者側から快適トイレの設置を指示する場合には、設計変更協議の対象となります。

(13) 配置技術者のコリンズ登録に関して、落札後すぐに施工に着手せず設計作業など施工前作業が長い場合は、落札直後の登録を実働施工開始まで延期するよう弾力的な運用をお願いしたい。

回答欄（契約検査管財課）

原則、通常の工事では、公共建築工事標準仕様書に契約締結後 10 日以内（行政機関の休日は除く）に登録することが義務付けられております。

ただし、議題にあるケースとして設計施工一括方式等の場合は、実際工事開始時点での登録で構いません。

なお、配置する技術者の従事期間は、実際に従事する予定の期間を入力していただいております。

(14) 設備や電気工事が別途工事の場合、その業者も建築で作る共通仮設や足場などの施設を兼用することが多々あります。建築側では自らの使用分しか見積もっておりませんので、これらの会社に対しては『共益金や分担金』という形で協力を求めますが、受け入れていただけないことも多々あります。設備・電気の見積条件に建築が仮設する施設への協力を明記いただけませんか？

回答欄(建築施設課)

建築工事で設置する足場や敷き鉄板（共通仮設）については、関連工事業者においても使用が想定される場合、その工事内容や工期も踏まえてリース期間を設定し、予定価格に反映しております。また、建築工事の施工条件明示には、設置した足場は関連工事業者にも供用するよう記載しております。

(15) 近年の建設物価高騰は、著しいものがございます。註（1）つきましては、その状況を鑑み現在議会案件として決められている基準金額 1. 8 億（税込み）以上と追加変更工事金額 5 0 0 万（同）の見直しを図っていただき、発注者・受注者相互の労力軽減ならびに手続き期間短縮を図っていただけないでしょうか？ 因みに千葉県内で事業規模が同等程度の自治体に比較して限度額が低いように伺っております。

註（2）

回答欄（契約検査管財課）

現在の取扱いについて説明します。

地方自治法施行令の規定により、議会案件とする基準金額は、都道府県で5億円、政令指定都市で3億円、市で1億5千万円を下らないことと規定されています。

議会案件の対象金額を上げることにより、審議や議決を不要となる対象金額が上がることとなります。審議や議決を経ずに高額な契約を締結することが、議会を軽視することにならないようにする必要があります。

註（1）『物価本』の発行元である建設物価調査会によるデータ（建設物価建築費指数）においても如実に表れております。具体的には、2015年の指数を100として捉えると2018年年初まではほぼ横ばいですが、それ以降この6年間でほぼ135%まで上昇しております。

註（2）千葉県；5億、木更津市；3億

★契約係追記（↑5億円は千葉県、3億円は千葉市です。（木更津市は1億5千万円））

(8) の回答の参考資料

<https://www.city.ichihara.chiba.jp/article?articleId=6023707eece4651c88c17e3f>

09_工事成績評定等実施要領

09-03 考査項目別運用表

09-04 施工プロセスチェックリスト